

2024年2月14日  
全国港湾第23発第57号  
港運同盟発24 - 第6号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保 昌 三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 真 島 勝 重

全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 足 立 賢 次

## 2024年(令和6年)能登半島地震に係る要求書

さる、2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地区、とりわけ能登半島に位置する七尾港は甚大な被害を受け、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用不安に直面し、今なお厳しい苦難のもとに置かれている。

七尾市は一部を除き3月まで断水が続くとされ、職場にあっては北陸電力に供給する石炭荷役を主たる事業とする七尾海陸運送(株)とその労働者は、復旧と業務再開の見通しも立たない事態に直面している。

については、1月9日付にて雇用対策を柱とする申し入れを行いました。同申し入れの趣旨に沿って、次の要求を提出する。

事態は深刻です。可及的速やかに、且つ、誠意ある対応を図られるよう付言する。

### 記

1. 両労組が手交した「能登半島地震に関する申し入れ(24年1月9日付)」にもとづき、当該地域の事業継続支援・岸壁や港湾施設、荷役機器の復旧などを、関係行政への働きかけも含め具体化し、一刻も早く対策を講ずること。
2. 七尾海陸運送(株)の事業と港湾労働者が直面する苦難の解決のために日本海地区労使で進めている港運業務と就労確保の取り組みの促進へ助言・指導を行い、これを実効あらしめること。
3. 七尾海陸運送(株)の主力事業は苦境に直面しており、24年6月度の年金支給に当たって事業主負担分を担保できないことが懸念されます。生活再建の渦中で苦しむ七尾海陸運送(株)出身の年金受給権者への年金支給が滞ることは絶対にはなりません。  
については、激甚災害に際して、当該事業者が年金負担ができない場合でも、安定協会が一時立て替えするなどして、年金受給ができるよう措置することを、(一財)港湾労働安定協会に港運労使の意思として申し入れ、具体化すること。

以 上